

消費税率改正に伴う価格表示と宣伝・広告に関して

10月になり消費税が10%に引き上げられ、同時に軽減税率制度が始まりました。10%と8%、複数の税率が存在する消費の現場では、事業者・消費者の双方で混乱が生じているのではないのでしょうか。そこで今回は、価格表示の仕方と、値下げやポイント付与等をする場合の宣伝・広告の仕方について確認していきたいと思います。

② 値札の価格表示はどうすればいい？

消費税法では、価格は総額、すなわち税込価格での表示を義務づけています。しかし総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、税抜の価格表示も認められています。但し、価格を税抜で表示する場合には、消費者が商品等を選択する際に、表示価格が税抜価格であることを明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

具体的な表示例 税抜価格のみを表示する場合

1 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例



※上記のような表示は、例えば、値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において行うことが考えられます。

2 店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等においては、「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



⑥ 「消費税還元セール」と謳った宣伝をしてはだめ？

消費税は「最終的には消費者が負担し、事業者が納付する税金」です。

消費者に消費税の負担について誤認されないようにするために、

「消費税還元セール」や「消費税はいただいていません」等の、消費税と直接関連した形で宣伝や広告は禁止されています。



禁止されない表示

次の①～④のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

① 消費税との関連がはっきりしない



② たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけ



③ たまたま消費税率と一致するだけ



④ 「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない



禁止される表示

消費税は最終的に消費者が負担するものですので、以下のようなあたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

- ▶「消費税は転嫁しません。」
- ▶「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- ▶「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- ▶「消費税はいただきません。」
- ▶「消費税は当店が負担しています。」

- ▶「消費税はおまけします。」
- ▶「消費税はサービス。」
- ▶「消費税還元」、「消費税還元セール」
- ▶「当店は消費税増税分を据え置いています。」



② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

- ▶「消費税率上昇分値引きします。」
- ▶「消費税10%分還元セール」
- ▶「消費税分は勉強させていただきます。」
- ▶「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」



③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

- ▶「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ▶「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- ▶「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」
- ▶「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」

